規

則

(

ここに公布する

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を

目

次

第三千八百二十四号

平成 三月三十一日

(月曜日)

料道路の通行料金の変更...... 右 の一部を改正する規則..... みちのく有料道路、 建設業者の許可の取消し...... 豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了... 保安林の指定施業要件の変更...... 臨時の職業訓練の施行 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 雑 告 規 公 同 報 告 示 則 青森空港有料道路及び第二みちのく有 (道路公社) (開発課) (障害福祉課) ... (道 県三 県中 林 民地 路 政 課 : 課 局域 局域 : : : : : $\overline{}$ 九 九 九 六

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県規則第十六号

則 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年三月青森

第七号の三中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に改め 項第七号の二中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、 第七号中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に改め、同 号の二中「第五号様式の二」を「第五号様式」に改め、同号を同項第五号とし、同項 中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第五号を削り、同項第五 同項第一号の二中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項第四号 県規則第三十号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第一号中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、 同項

第七条を削る。

第八条中「指定病院等」を「法第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病 (以下「指定病院等」という。) 」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に改 同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条の三を第十条の二とする。 第十条の二中 第十条中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改め、 「第十八号様式の二」を「第十八号様式」に改め、同条を第十条とし、 同条を第九条とする。

第十条の三とする。 第十条の四第一項中「第十八号様式の三」を「第十八号様式の二」 に改め、 同条を

000田以下」に、 別表中「第9条」を「第8条」に、「1,500,000円以下」を「1,470 「1,500,001田以上」を「1,470,001田以上」

第一号様式中

「第22条の4第4項」

を

「第21

条第4項」

ľĆ

(1) 看護師数及び准看護師数の合計

 \geq

入院年月日

(2) 入院患者数に対する (1) の人員数の比率	
(対 1)	
(3) 入院患者数を4で除して得た数 (一未満の端数は、切り上	
げる。)	₩
()	
(4) (3) で得た数に 0.8 を乗じて得た数	
()	
(5) (4) で得た数と (1) の人員数とを比較して大きい数	
()	
	· .
(1) 看護師数及び准看護師数の合計	
(人)	
(2) 入院患者数に対する (1) の人員数の比率	「比め、同様
(प्रेर्ग 1)	

式の倒の1を次のように改める。

1 「 看護体制」の欄は、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。

	フリ 氏	ガナ 名	(:	男・女)	_ 続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
/n +# +/	住	所	•	•			,	
保 護 者	フリ	ガナ			. 続柄			149
	氏	名	(:	男・女)		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	住	所		•				
入院年月日			年	月	日			

め、同様式の記載上の留意事項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

月

日

니없

第二号様式中

Γ				フリ	ガナ] 続柄			
				氏	名	·(<u>5</u>	 男・女)	ביוויטטוו	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	/0	≐荏	= ±	住	所						
	保	護	者	フリ	ガナ			﹐続柄			160
				氏	名	(5	男・女)		生年月日	年 月 日 (満 歳)	K°
				住	所						
	措置	置年月	月日			年	月	日			
_										_	,
•	措置	置年 月	目			年	月	日			. 디컩

5を4とする。め、同様式の記載上の留意事項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、

			氏	名	(男・女)	続柄続柄	生 年 月 日	年年	月月	日日	
保	護	者	住	所							₩
			1 4 5		、又は保佐人 2 找判所が選任した者 也(権を行う		∃)	

	氏	名	(男・女)	統枘	生 年	年	月	日
	10	П	(男・女)	続柄	月 日	年	月	日
同意をした	住	所						
家族等	1 等 7	4 =	L 者 2 父母 (親格 子・孫等 5 兄弟 裁判所が選任した持 8 市町村長	9姉妹	6 後見	人又は信		(

다뙀

選任された 退院後生活 環境相談員 の氏名

受、 回 様 付 ら 品 編 山 ら 屈 順 時 で へ 中 「 こ と (法 第 3 3 条 第 2 項 又 は 」 ゆ 「 こ と (」 以 お の 、 「 「法 第 3 3 条 第 2 項 入 院」、」 ゆ 記 つ 、 「 法 第 3 3 条 第 2 項 ・ 第 4 項 入 院」 又 は 「法 第 3 3 条 の 4 第 2 項 入 院」 ゆ 「 法 第 3 3 条 第 3 項 ・ 第 4 項 入 院」 又 は 「 法 第 3 3 条 の 7 第 2 項 入 院」 旦 お の 、 「 (法 第 3 3 条 第 2 項 又 は 法 第 3 3 条 第 2 項 ・ 第 4 項 に よ る 入 院 の 場 合 は 、 入 院 し た 年 月 日 も 併 せ て 記 載 す る こ と 。)」 ゆ 記 つ 、 回 品 福 山 ら 屈 順 書 四 に は る 入 院 の 場 合 は 、 入 に し た 家 族 等 」 旦 お の 、 回 に 福 山 ら 屈 順 書 四 で し と り し べ の ら だ 旦 だ ら も の 旦 呈 べ の 。

9 提出に当たつては、医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

第五号様式を釧る。

Γ				氏	名	(男・女)	続柄続柄	生 年 月 日	年年	月月	日日	
	保	頀	者	住	所							44
				1 4 5		、 スは保佐人 2 践判所が選任したる 也(∃)	

Γ		氏	名	·	男・女 男・女	続柄続柄	生月	年日	 月月	日日	
	 同意をした 家 族 等	住	所								
	家族等	1 等		き 2 2 子・孫等							

7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長

め、同様式の記載上の留意事項の2年「法第33条第2項又は」を過少、「法第33条第2項入院」又は「法第33条の4第2項入院」を「法第33条の7第2項入院」と比め、同記載上の留意事項の5年「保護者」を「同意をした家族等」に対め、同様式の(その二)を引いて、同様式の(その二)を第1のである。

第六号様式中

Г——								/	1		1
1			レフリ	ガナ				続柄			
			氏	名		(男	・女)		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
保	護	者	住	所			-				
17	豉	13	フリ	ガナ				」続柄			14
			氏	名		(男	・女)		生年月日	年 月 日 (満 歳)	140
			住	所							
入队	完年月	日			年		月	日			
											ר

の、同様式の記載上の留意書所の一中「欄は、」の下に「法第33条第1項又は第3項による」を表示。「(法第33条第2項又は法第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日)」を辿り、同記載上の留意書所中へを辿り、の後くとする。

紙 中 即 製 計 日 「 第 3 3 条 の 4 第 2 項 後 段」 し 「 第 3 3 条 の 7 第 2 項 後 段」 し′

Γ		7
(1)	看護師数及び准看護師数の合計	
	(人)	
(2)	入院患者数に対する (1) の人員数の比率	
	(対 1)	
(3)	入院患者数を4で除して得た数 (一未満の端数は、切り上	
	げる。)	160
	()	
(4)	(3) で得た数に0.8を乗じて得た数	
	()	
(5)	(4) で得た数と(1)の人員数とを比較して大きい数	
	()	

(1) 看護師数及び准看護師数の合計 (人) (2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率 (対1)

式の油の1を次のように改める。

1 「 看護体制」の欄は、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について 記述すること。

新七号様式の二中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に対める。 第七号様式の二十二第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に対め、同様

銀七号様式の記載上の留意事項の4第2項後段」を「第33条の7第2項後段」に対める。 の世代の記載上の関係事項の4第2項後段」を「第33条の7第2項後段」に対して、同様式の記載上の関係事項の4第2項後段」を「第33条の7第2項後段」に対して、1920年である。

第八号様式中

			氏	名	(男・女)	続柄続柄	生月	年日	年年	月月	日日	
保	頀	者	住	所	(ガ・女)							₩
			1 4 5		し 人又は保佐人 2 裁判所が選任したす 也(∃)	
審	查会	意見										

審査会意見しいお

第九号様式中

ı	今後の治療 方針									, 19
Г	今後の治療 方針 退院に向け									<u>1</u> 3,
	た取組の状況	選任	された	:退院後生活環境 	目談員					J
Γ		氏	名	(男・女)	続柄続柄	生 年 月 日		月月	日日	
	保 護 者	住	所							₩
		4		人又は保佐人 2 戦判所が選任した報 也(を行う 年 月		1)	
	審査会意見									J
Γ	党木 人辛日									אלוו

- 7 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期やその後の相談の頻度等
- (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

について記載することとし、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記するこ

یے

第九号様式の記載上の留意事頃の4の次に次のように加える。

5 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12月間の治療の内容及び結果並びに通院又は任意入院に変更できなかつた理由」の欄にその旨を記載すること。

第十号族式中

青森県知事	殿								7 将
Γ							年	月	日
青森県知事	殿								ו ח ה.
「フリガナ」			性	н	+	12.1			
氏 名		(FI)	性 別	男	' 女	л 149			
「フリガナ」									
氏 名						ことがある。			

第十六号様式を割る。

を「第33条の7第1項」に改め、同様式を第十八号様式とする。第十八号様式の二中「第10条」を「第9条」に改め、同様式を第十七号様式とする。第十十号様式中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第二十四号様式中「保護者」を「家族等」に改める。

г											
'				フリ 氏	ガナ 名	(男・女)	. 続柄	生年月日	年 月 (満	最)	
	保	護	者	住	所	(23 24)			(11-3	132	
	床	吱	13	<u>フリ</u> 氏	ガナ 名	 (男・女)	. 続柄	生年月日	年 月 (満	月 歳)	₩
				住	所	(3 ×)			(//ਘ)	14X. J	
	精祁	申病原	末利月	用状況		許可病床	床	入院	患者	人	
_										-	J
Γ	精祁	申病反	末利月	用状況		許可病床	床	入院	忠者	人	다뙀

第二十六号様式中め、同様式の記載上の留意事項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

_														
Γ				フリ 氏	ガナ 名		(甲	・女)	. 続柄	生生	₹月日	年(月 日満 歳)	
	保	護	者	住	所		(27)	×)					/ 叫 /3火 /	
	11	克	Ή	フリ	ガナ				続柄					
				氏	名		(男	・女)		生生	∓月日	年(月 日 満 歳)	₩
				住	所									
	仮追	退院の	の許可	可期間]	年	Ξ	月	日から	ò	年	月	日まで	
Г														
1		退院の	の許可	可期間		年	≣	月	日から	ò	年	月	日まで	나왔

め、記載上の留意事頃を削る。

温

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された書類とみなす。 律施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の青森県精神保健及び精神2010の規則の施行の際現に改正前の青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法

校技青青 術森森

専高県門等立

期訓普

課練通程・職

者を支推示の安公 受援薦、受定共 け指又受講所職 た示は講指長業

ITビジネス活用科

兀

月

×二 回人 短業

F

簿記養成科

六月

×二 回人 校能実業臨 の力施訓時 名開す練の 称発るを職

訓の職

練種業課類訓

程・練

対象者

訓

練

科

期訓

間練

定数

授業料

科養職員初任者研修

月

×二 回人

実務者研修科

六月

×二 回人 医療事務科

戸

×二 回人 0

A販売実務科

月

 $\overline{\bigcirc}$

0

Aビジネス科

戸

×二 回人 0

A基礎科

月

×二 回人 I

簿記経理科

戸

×二 回人 告

示

青森県告示第二百四十号

業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、平成二十六年度に開始する臨時の職青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

校技弘青 術前森 専高県 門等立

実務者研修科	科 介護職員初任者研修	医療事務科	作業補助科 医療事務・医師事務	調剤薬局事務科	ター 養成科	ガーデニング科	OA事務科	OAビジネス科	FP・簿記養成科	求人セット型訓練	科DS 六次産業化人材育成	OA販売実務科DS	簿記企業会計科	不動産スキル養成科	総合IT科	ター 養成科
六月	三月	三月	三月	三月	三月	六月	三月	三月	六月	三か一 月ら月	六月	四月	六月	六月	六月	三月
×二 三〇 回人	×二 四〇 回人	×二 二〇 回人	三0人	二〇人	×二 回人	三 〇 人	×二 三 回人	×二 回人	三 〇 人	三 0人	五人	三 〇 人	×二 三〇 回人	三 〇 人	×二 回人	×二 回人

校技む青 術つ森 専高県 門等立	学八青 院戸森 工県 科立	

医療事務科	IT応用科	求人セット型訓練	経理実務科DS	医療事務科DS	パソコン実務科	科パソコン・簿記基礎	基礎科	電気工事士養成科	ター 養成科	科 介護職員初任者研修	ピュー 夕科 医療事務・医事コン	ン実践科・パソコ	求人セット型訓練	OAビジネス科DS	簿記会計科	
三月	三月	三か一 月ら月	四月	四月	五月	三月	三月	四月	三月	三月	三月	六月	三か一 月ら月	四月	五月	
	×二 二五 回人	<u>-</u> 0,	= 0	三 〇 人	= 0	×二 三 回人	×二 三 回人	= 0	<u>×</u> 二 回人	×二 四〇 回人	三 0人	三 〇 人	= 0 \	= 0	= 0 \	

校技青青 業障青 学八青 校技青青	業障青	校技む青	学八青	校技青青	
術森森 訓害森 院戸森 術森森	訓害森	術つ森	院戸森	術森森	
専高県 練者県 工県 専高県	練者県	専高県	工県	専高県	
門等立 校職立 科立 門等立	校職立	門等立	科立	門等立	

知に 識関で をする 習るれ	要職 要な 技に で で 技に で が に が に が に が に が に が に が に が に が に	る職 者し て い	っ 宇 定 者 す 号 、 で る に た た た た る に た た た た た た た た た た た た	第す進雇障 二る等用害 条法にの者 第律関促の		け指又受受定共つ害定一第十律十(す進雇障 た示は講講所職て者す号二三第五昭る等用害 者を支推指長業、でるに条号百年和法にの者 受援薦ぶの安公あ障規第一二法三律関促の									
電気工事科	OA事務科	在職者訓練コース	在職者訓練コース	在職者訓練コース	- ス実践能力習得訓練コ	ース知識技能習得訓練コ	= ス 実践能力習得訓練コ	ース実践能力習得訓練コ	ース知識技能習得訓練コ	練コース特別支援学校早期訓	ス 実践能力習得訓練コ	ース知識技能習得訓練コ	経理OA科		
時一 間二	時一 間五	時三 間九	時三 間九	時三 間九	三か一 月ら月	<u>二</u> 月	三か一 月ら月	三か一 月ら月	月	月	三か一 月ら月	月	三月		
五人	三〇人	- 0人	-04	-04	七人	九人	Ţ	七人	九人	五人	七人	九人	×二 二五 回人		
千円	円 言 言														

学八青 院戸森 工県 科立	校技弘青 術前森 専高県 門等立	

い在でと得 る職って、 者して、 者 て、 者う

電気工事科	自動車整備科	機械加工科	〇A事務科	木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	配管科	造園科	造園科	自動車整備科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科
時一 間二	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時三間〇	時一 間八	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間二	時一 間八	時三間〇	時二 間四	時二 間一
×一 二五 回人	- 0	- - -	- 0	= 0	= 0	- Q	<u>-</u>	- 0	- 0	<u>-</u>	- - -	- Q	= 0	三0人	三〇人	×一 二五 回人
于 円	千円	円千 三 百	千円	円千 三 百	千円	百二 円千 八	円千 六 百	円千 三 百	千円	円千 三 百	千円	千円	円千 六 百	百二 円千 八	百二円千二	円千 九 百

青森県告示第二百四十一号

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、

学八青 院戸森 工県 科立	校j { 「 「 「	支弘青 桁前森 専高県 門等立	校 <u>持</u>	支青青 村森森 専高県 門等立			校 7 1 1	支む青 桁つ森 専高県 門等立				
			ji 言 和	通訓普 果練通 程・職 普業								
		者を 受力 けか たっ	支推示の 援薦、受 指又受請 おは講	かった。 かった かった かった かった かった かった かった かった かった かった								
介護福祉士養成科	保育科	福祉専攻 生活福祉学科/介護	保育士養成科	介護福祉士養成科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	メカトロニクス科	配管科	配管科	電気工事科
二年	二 年	二 年	二 年	二 年	時一 間五	時二 間一	時一 間五	時一 間四	時一 間二	時二 間四	時一 間五	時一 間八
二二 五四 人人	- - - -	五〇人	二一 五五 人人	五〇人人	- O X	- O X	×- 二〇 回人	×一 四〇 回人	- - - -	三 〇 人	- 〇 人	三〇人
					円千 三 百	円千 九 百	円千 三 百	円千 百	千円	百二円千二	円千 三 百	円千 六 百

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一四の一・一六・一七・一八の一 (以上四筆について次の

二 保安林として指定された目的 図に示す部分に限る。)、一三、一五の一、一八の二から一八の四まで

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第二百四十二号

より行った次の市道に関する工事が完了したので、 (昭和四十六年政令第三百六十七号) 第一条第一項後段の規定により告示する。 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号) 第十四条第一項の規定に 豪雪地带対策特別措置法施行令

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

線和森尾崎	路線名
平川市尾崎木戸ロー八六の七六まで平川市尾崎木戸ロー八六の七六から	I
木戸口一	事
八六の十	X
六まで	間
 良改) 築	Ţ
(道路改	工事の種類
崇平 ・成 一 三	完工 了の 日の

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 丸岡工務店

氏名 丸岡 昭

Л Ξ

主たる営業所の所在地 弘前市大字中野五丁目一九の一一

五 取消年月日 平成二十六年二月七日 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第二〇〇二九六号

六

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十六年一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社インテリア原田

代表者の氏名 原田 正彦

第二みちのく有料道路

回当たり)料金の額 区車 種 分の = 普 通 車 円 大型車 (Ξ 円 大型車 (七三 円 軽自動車等 五 円

実施時期

平成二十六年四月一日から実施する。

六 五 四 三 七 より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 取消しの原因となった事実 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可 許可番号 青森県知事許可 (般 二四)第一二〇二二号 主たる営業所の所在地 雑 平成二十六年三月十三日 八戸市湊高台二丁目一六の二九 報

青森県道路公社公告第一号

第一項の規定に基づき公告する。 のとおり変更するので、道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 第二十五条 みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路の通行料金の額を次

平成二十六年三月三十一日

青森県道路公社理事長 成 田 昌

規

料金の額

みちのく有料道路

回当たり)料金の額	区車 種 分の
八五円	普通車
	大型車 (
円)
=	大型車
_	
円	<u> </u>
六四円	軽自動車等
八円	軽車両等

青森空港有料道路

回当たり 一日 一日 一日 一日 一日 円 日日 日日		
	回(料	区車
	だ行の	
一 円 三三 円 七五 円 一五 円 二 通車 大型車() 大型車() 軽自動車等 軽車両	リー額	分の
円 三三 円 七五 円 一五 円 二 車 大型車() 大型車() 軽自動車等 軽車両	=	普
大型車() 大型車() 軽自動車等 軽車両	_	通
三 円 七五 円 一五 円 二 () 大型車() 軽自動車等 軽車両	円	車
三 円 七五 円 一五 円 二 () 大型車() 軽自動車等 軽車両		太
三 円 七五 円 一五 円 二 () 大型車() 軽自動車等 軽車両	≡	車
大型車()軽自動車等軽車両	三	
五 円 一五 円 二	円)
五 円 一五 円 二		太
五 円 一五 円 二	七	車
	五	
一五 円 目動車等 軽車 両	円)
軽 車 而		
軽 車 而	五	動
軽 車 而		車
一声而	ΙJ	
1.7	=	
i I	円	

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)